

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会
理 事 長 杉 野 剛
(公印省略)

令和7(2025)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)の繰越しについて

科学研究費補助金が交付されている研究課題(補助事業)のうち、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由により年度内に完了することが困難となった研究課題(補助事業)については、文部科学大臣を通じて財務大臣の承認を得た上で、当該補助金の全部又は一部を翌年度に繰越し、研究課題を継続することができます。

今年度の繰越し申請手続きについては、別紙「繰越し(翌債)申請に当たっての留意事項」のとおりとします。別添1「繰越し(翌債)制度の概要(研究者用)」及び別添2「繰越し(翌債)申請書作成に当たっての参考資料集」もご確認のうえ、申請してください。また、申請は繰越し事由発生時期に応じて3回に分けて受け付けます。金額の確定(修正)は2月下旬に最終確認を行う予定ですので、下記各申請期間の期限にかかわらず速やかに申請してください。

なお、令和6(2024)年度から令和7(2025)年度に繰り越した研究課題については、前年度の繰越し承認後、今年度に発生した避けがたい事故(暴風、洪水、地震等の異常な自然現象、債務者の契約上の義務違反及びこれと同等の事由が根拠資料等により明確に認められるもの)により年度内に完了することが困難となり、研究機関における確認において再度の繰越しが不可欠であると判断される場合には、下記問い合わせ先までご相談ください。

【繰越しの申請期間】

(第1回) 令和7年10月までに繰越し事由が発生した場合

申請期間：令和7(2025)年12月1日(月)～令和7(2025)年12月19日(金)

(第2回) 令和7年11月～令和7年12月に繰越し事由が発生した場合

申請期間：令和7(2025)年12月20日(土)～令和8(2026)年1月16日(金)

(第3回) 令和8年1月以降に繰越し事由が発生した場合

申請期間：令和8(2026)年1月17日(土)～令和8(2026)年2月9日(月)【厳守】

※基金種目は本制度の対象外です。

【本件問い合わせ先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会研究助成第一課研究助成第二係

TEL：03-3263-0164

E-mail：kurikoshi1@jsps.go.jp (第1回繰越し(翌債)申請用)

kurikoshi2@jsps.go.jp (第2回繰越し(翌債)申請用)

kurikoshi3@jsps.go.jp (第3回繰越し(翌債)申請用)